

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例

(発議第1号・原案可決)

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例（昭和三十三年十二月青森県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十五条第二項、第三項、第四項前段及び第八項」を「第十五条第一項及び第八項並びに公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十三号）附則第三条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年三月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法の改正に伴い、隣接していない町村を含む東津軽郡選挙区及び三戸郡選挙区について、当該選挙区の区域をもって、それぞれ一の選挙区とすることとする等のため提案するものである。

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

(発議第2号・原案可決)

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十三年五月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年四月三十日」に、「百分の十」を「百分の三（議長にあっては百分の五、副議長にあっては百分の四）」に改め、本則に次のただし書を加える。

ただし、青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の規定による期末手当の額の算出の基礎となる青森県議会の議員の議員報酬月額、同表に定める議員報酬月額とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行し、平成二十七年四月二十九日までの間に在職する青森県議会議員について適用する。

提案理由

平成二十六年四月一日から平成二十七年四月二十九日までの間における青森県議会議員の議員報酬の特例を定めるため提案するものである。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

（発議第3号・原案可決）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え

る。よって本県議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

青 森 県 議 会